

令和元年 第10回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和元年10月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

- 1 開催日時 令和元年10月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 17名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員 | 榎 渕 武 重 | 2番委員 | 星 野 敏 雄 | 3番委員 | 内 海 博 光 |
| 4番委員 | 高 橋 公 利 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 哲 次 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 9番委員 | 星 野 榮 一 | 10番委員 | 阿 部 均 司 |
| 11番委員 | 森 下 一 郎 | 12番委員 | 本 多 偉 男 | 13番委員 | 本 多 通 治 |
| 14番委員 | 原 澤 幸 好 | 15番委員 | 原 澤 章 | 16番委員 | 田 村 隆 司 |
| 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 19番委員 | 高 橋 久 美 子 | | |

- 4 欠席委員
- 8番委員 吉野拓夫 18番委員 高宮玉江

- 5 議事録署名委員
- 14番委員 原澤幸好 15番委員 原澤章

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- 事務局長 鈴木伸史 書記 本間 泉 書記 小林紀之

- 7 会議に附した事件
- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第41号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第42号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

- (1)制限除外の農地等異動通知書について

その他

- 8 会議の成立
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に14番原澤幸好委員・15番原澤章委員を指名し議事に入る。

それでは、続きまして議事に移ります。

まず最初に、議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、1ページをお開きください。
 議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について。
 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
 求める。
 別紙記入事件1件。
 次のページをお開きください。
 ◇（議案書・番号1、朗読説明）
 以上、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。
 議案については、今回については〇〇さん外2名の方から申請があり、3条
 の譲渡という、売買による譲渡でございますが、これにつきましては担当の農
 業委員でございます内海委員に現地のほうを調査を、現地の区域の調査をお願
 いしてございますので、その調査の結果を報告をお願いいたします。

3番委員 担当委員の内海博光です。
 4日に現地、本人立ち合いのもとに調査をしました。
 見てのとおり、この譲る土地と〇〇さんの土地があるんですけども、その
 土地を全て含めて今、コンニャク栽培に協力しております。よく土地の効率的
 利用ということがあるんですけども、境はもう行った時点でわからない状態
 で、一応くいが、ここが境だということになってはいますけれども、もう柵はそ
 のまま通してあるというような状況です。
 譲り受ける本人は、しっかりとした経営をしておりますして、規模拡大の希望
 の中、これからも毎年四、五町歩は拡大したいんだという話もされてました。
 十分この土地が活用されるということについては、これはもう信頼できるの
 ではないかと思えます。
 また、譲るほうの立場からしますと、もうその土地をしっかり管理していく
 ことが非常に大変だということです。草刈りをしてても何をしても大変だし、今
 後それをどうするということもないので、この辺で切りをつけたいということ
 で、ちょうどいいこの許可申請になるのかなというふうに思いますので、ご審
 議のほどをよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
 ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、本件に対しましてご意
 見あるいは質問等ある委員さんございましたら、挙手の上、発言をお願いいた
 します。
 特にございませんか。
 （「なし」の声）
 なければ、申請どおりに許可することに決定をしたいと思います。ご異議
 ございませんか。
 （「異議なし」の声）
 そうすれば、申請どおり許可することに決定をさせていただきます。

議 長 続きまして、議案第40号農地法5条の規定による許可申請について、事務

局より説明をお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番、〇〇の〇〇の資材置場の建設に関する所有権移転の売買でありますけれども、これにつきましては、地元の今井委員より現地の調査を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井育男です。

今月4日に調査に行っていました。

譲渡人、譲受人、そして隣接の〇〇さんという人の畑もあるわけなんですけれども、〇〇さんのところにも行ってまいりました。

位置としましては、再任の委員さんは、その場所を大体見てどんな場所かわかるんですけども、新任の方はちょっとわからないような、行ったことがないと思うんですけども、本当に位置的には〇駅の東方向320メートルぐらいです。ただ、勾配がありますので、随分駅から高いところへ上がった位置なんですけれども、位置的にはそういったところなんですけれども、そこに道路が1つ通っているわけなんですけれども、〇から〇を通過して〇へ下がって〇へ出る道路なそうなんですけれども、〇〇さんのすぐそばなんです。本当にすぐそばのところなんですけれども、面積的には1,862ですか、大規模開発のほうにかかってくるわけなんですけれども、先ほど小林さんのほうからも話があったように、今、大規模開発のほうに関しては協議中というような話でありました。

それで、西側、西側と北側、そこが道路ですと囲まれています。道路で囲まれていて、それでその上にもそこは道路が走っているんです、その境界のところへ、右側なんですけれども、そこが道路、ずっと道路で囲まれていて、囲まれていないのは南側のところだけなんですけれども、そこが〇〇さんの隣接地ということで、〇〇さんのところにも話して、いいんじゃないですかという話でありました。

本当にその土地そのまま、面積的には多いんですけども、勾配が何せあるものですから、面積はあってもカットしたりいろいろすると、本当に使えるところというのはうんと狭くなっちゃうみたいなんですけれども、やっぱり〇〇のそばがいいということでその土地を選んだということなんですけれども、そんなことで。

ただ、水の関係なんですけれども、水の関係も地域の人と話してあれしたんですけれども、下のほうは整理されて広い水路になっているから大丈夫だということまで話を伺ってまいりました。そういった中で、懸案事項の中にこれとい

ったことはなかったもので、妥当性がある、特別何ら問題ないと思われました。そういうところで、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま今井委員のほうから報告あったとおりで、これについてはまだ若干水の件もありますが、町の開発指導要綱に基づくそういった手続が並行して行われていることですので、そういった関係についてはそちらのほうから指導要綱等に基づいて指導がされるものというふうに理解をしております。

この件に関しましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「はい」の声)

なければ、申請のとおり許可することに決定をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

じゃ、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、2番、〇の〇〇さんの〇〇さんが駐車場にするという、所有権移転の売買の件ですが、これにつきまして、地元の星野榮一委員に、星野委員に調査をいただいておりますので、結果の報告をお願いいたします。

9番委員

9番の星野榮一です。

農地法第5条の申請がありましたので、10月4日に現地確認と聞き取り調査のほうを行ってまいりました。

先ほど言われたように売買という申請であります。

場所のほうですけれども、〇線をずっと〇のほうへ向かって、〇駅から〇方面に向かって、〇橋というのがあるんですけれども、その手前を左に曲がって、そうすると〇町営住宅というんですか、それが8棟ほどあるんですけれども、その利根川の段丘といいますか、その一段上が町営住宅なんですけれども、そのまた上なんです。住宅の2階ぐらいの高さになります。〇線との間の農地ということであります。

譲渡人の〇〇さんは高齢で、90ちょっと手前ぐらいなんですけれども、旦那様のほうは90を超えているんですけれども、とても耕作はできないと、跡取りもいないということで、今回、〇〇さんからの話に快く承諾したということでもあります。

それから、譲受人のほうですけれども、〇〇の役員をしております。この部分を会社として買い取った後に貸して有効利用したいということでもあります。

〇〇さんの父親がそのそばに自宅を持っているんです。その前に資材置場とか駐車場、従業員等の駐車場ということで、いろいろと広く使われております。その一角に〇〇さんが自宅を建てるということで、この4日に行ったときは基礎ぐらいだったんですけれども、現在もう屋根までついているかと思うんですけれども、そういうことでその土地を、すぐ隣の土地を有効利用して〇〇として利用がしたいというような話で話がまとまって、今回の申請に至ったようであります。

転用の目的の確認ですが、証明書には不備はなく、口座等の残高の確認もできましたので、確実と、実現性の確実はあると思います。また、面積等の妥当性も、適当と思います。

それから、周辺農地の被害ということでは、駐車場等にした場合、洗車などをしたときに、重機などあれのときには油等が出ないようにというふうに注意をしてきましたので、町の土地改良事業なども手がけたことのある会社ですので、その辺は承知していると思いますので、問題がないと思います。

その他としては、懸念事項としてはありませんでした。

以上です。よろしくご審議のほうよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま星野委員さんに報告をいただいたとおりでございますが、この件に関しまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特に意見等はないようでございますので、申請のとおり許可相当に決定をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

では、申請の許可相当というふうに決定をさせていただきます。

続きまして、3番、〇の〇〇さんの使用貸借で新規に住宅を建てるというものです。これにつきまして、こちらは阿部委員のほうから調査結果について報告をお願いいたします。

10番委員

10番、阿部均司です。

農地法第5条の申請事案の調査結果について報告をしたいと思います。

場所なんですけれども、町営の〇の入り口から奥に200mぐらい入った道路沿いです。

それで、設定人の農地が3,000ちょっとの平米がありまして、その一角を宅地として転用したいということですので、その面積が304㎡ということになります。

右側に、町道だと思うんですけれども、入ってしまして、その道路反対側は草地で農地ではありません。ちょっと〇に入る道路の一段下ということになりますか、場所が。すぐ隣に、手前なんですけれども、隣接農地がありますけれども、現在はそこは草地になってしまして、畑としては利用しておりません。ただ草の繁茂しているだけです。その農地は東が、住宅建設をする予定の東側に当たりますので、仮に耕作するとしても、日照の関係とかそれは農地に影響ないと思われまして。

それで、本来は設定人が現在の住宅のところに建てかえをしたいという希望を持っていたらいいんですけれども、県の防災計画の区域内に入ってしまして、新設住宅を建てることはできませんという、ちょっとそういう地域らしくて、やむを得ずその現在、申請を出している場所のほうに自宅を建てるということになったそうです。

あと、その周辺なんですけれども、ほぼ山林とかが多くて、特段その農地で耕作している方というのは余り見受けられないような状況ですので、農地転用は何ら問題はないと思われまして、審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたところでございますが、本件に対しまして質問、ご意見のある方はお願いいたします。

特になければ、申請のとおり許可ということで決定をしたいと思います。よ

ろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

じゃ、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第41号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局

5ページをお開きください。

議案第41号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求めます。

別紙記入事件3件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑は、使用貸借の通年、1,300㎡、使用貸借の通年、5,664㎡、利用権存続期間は10年、6,964㎡です。合計は6,964㎡です。貸し手は3戸、借り手は1戸でございます。

7ページに総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明をいただきました。

本件について質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

特になければ、申請のとおり承認をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、申請のとおり承認をさせていただきます。

次に、議案第42号農用地利用配分計画案に関する意見について。

事務局よりお願いいたします。

事務局

8ページをお開きください。

議案第42号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求めます。

別紙記入事件3件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

利用配分計画案に対する意見の決定でございますが、1番、〇の〇〇さん。農地中間管理事業に伴う件でございますが、現地を調査をお願いしてございますので、星野委員より調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員

2番の星野です。それから〇を担当している星野敏雄です。よろしくお願いいたします。

農用地利用配分計画による所有、申請議案の調査結果についてご報告いたします。

10月6日、現地及び関係者に確認したところ、以上のとおりであります。

まず、調査事項1といたしまして、貸し付け後において周辺農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響についてですが、〇氏、この人は〇さんという人なんですけれども、〇氏は当該農地、今回、農業公社より借りることから影響がないと思われます。

調査事項の2といたしまして、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みにおいても、既にプロッコリー、エダマメ等、3町歩以上の耕作面積があり、専業農家として常時耕作に従事しております。

それから、調査事項3番、借り受け希望者への貸し付けの適否については、先ほどの調査事項1においても述べましたとおり、今回、農業公社により借り受けるため適当と思われます。

それから、調査事項4番といたしまして、その他想定される懸案事項は特にございません。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

この件に関しましては、ただいまご報告をいただいたところでございますが、特に質問、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり貸し付け適当というふうに意見をさせていただきます。よろしく願います。

続きまして、2番、〇〇の〇〇さん、それから3番の同じく〇〇の〇〇さんで農地の所有者は別なんですけれども、中間管理機構を通じて〇〇さんに貸し付けをするという案件でございますので、一括して審議をさせていただきたいと思えます。

これに対して、2番、3番の担当でございます原澤幸好委員より調査結果について報告をお願いいたします。

14番委員

14番の〇地区の担当の原澤幸好です。

それで、聞き取りと現地調査が10月6日に行ってきました。

それで、この〇〇さんと〇〇さんも高齢で、そのあれの農地というのは数年あれていて、もうどうしようもないような感じです。それで、〇〇さんが規模拡大というのをやりたいということで申していました。

それで、調査事項が1、2、3、4、私があれした日はおおむねよいと判断いたしました。皆さんの審議のほうよろしく願います。

議長

ただいまご報告をいただきました。

特に貸し付けに当たって問題は感じられないという意見でございましたので、申請のとおり適当というふうに意見をを出したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

すみません、質問のほうありましたら願います。忘れていました。

特になければ、そのように決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

すみません。失礼しました。

そうすれば、続きまして、協議事項と報告事項に移ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、10ページをお開きください。

協議事項・報告事項の(1)です。

まず、番号1でございます。

その前に、農地法第5条第1項第7号の届出について報告をいたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、報告事項を終了します。

議長

今、報告をいただきましたが、質問等ございましたらお願いいたします。

特になければ、次に移りたいと思いますが。

事務局から何か。

特にないようです。

その他は何かありますか。

(「なし」の声)

それでは、以上を持ちまして本日の議事を全部終了させていただきます。

ご協力いただきありがとうございました。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時08分〕